

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

| | | | |
|-------------|-------------------|-------|-----------------|
| 施策名 | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | 評価年月日 | 平成 22 年 4 月 1 日 |
| 総括部局及び総括課長名 | 水・大気環境局 総務課長 木村祐二 | | |

① 施策の位置づけ

| | | | | | |
|-----------------------|-----|--|---|-----|----------------------------|
| 環境基本計画における位置づけ(第 2 部) | | | 平成 21 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ(※323 ページ以降) | | |
| 政策(章) | 2 章 | 環境保全施策の体系 | 政策(章) | 2 章 | 地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全 |
| 施策(節) | 1 節 | 2 大気環境の保全 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策 | | 4 章 | 化学物質の環境リスクの評価・管理 |
| その他関連する個別計画 | | | | | |

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

| | | | | | |
|---|---|-----------|-----------|-----------|------|
| 施策の方針 | 大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。 | | | | |
| 予算動向 | | H19 年度当初 | H20 年度当初 | H21 年度当初 | <備考> |
| | 金額(単位:千円) | 4,755,812 | 4,301,221 | 4,204,988 | |
| | 一般会計 | 4,755,812 | 4,301,221 | 4,204,988 | |
| | 特別会計 | - | - | - | |
| 施策を構成する具体的手段 | 【大気環境の保全】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、大気環境基準等の目標の設定。 固定発生源からの大気汚染に関する規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。 自動車排出ガス等による大気汚染に関する規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。 大気環境に係る科学的知見の充実その他基礎調査の実施。 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 | | | | |
| | 【大気生活環境の保全】 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。 | | | | |
| | 【水環境の保全】 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定。 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。 水質総量削減の実施及び閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標設定とその達成に向けた適切な施策の実施。 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 | | | | | |
| 【土壌環境の保全】 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。 土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び状況に応じた措置の実施（市街地土壌汚染対策の実施）。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。 | | | | | |
| 【ダイオキシン類・農業対策】 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法及び農業取締法に基づく規制の実施。 | | | | | |

③施策の方針に対する総合的な評価

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質(PM2.5)については、平成21年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく必要がある。
- 光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月にとりまとめた学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オープン検討会」の報告書で課題とされた調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組を引き続き推進するにあたり、平成20年度には、光化学オキシダントに係る国際的な取組を推進するために不可欠であるトレーサビリティを確保した光化学オキシダント測定に関する精度管理体制について検討し、平成21年度に当該体制を構築したところである。
- 全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、二酸化窒素については、大都市圏において、とりわけ自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っており(平成20年度達成率:95.5%)、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策や低公害車の普及を推進した。
- 燃料電池自動車の普及台数については、車両開発等は前進したものの、一般ユーザーへの普及には至っておらず、目標値と実績の間に乖離が生じている。
- 自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成17年4月)及び第九次答申(平成20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要があり、ディーゼルトラック・バスの新たな排出ガス規制等について検討を行っている。

【大気生活環境の保全】

- 騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数は、近年徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を調査するとともに、騒音規制手法の抜本的見直しについて検討を開始した。また、騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成21年度)を迎えたことにより、自動車騒音対策に関する総合的施策を取りまとめた「今後の自動車騒音対策の取組方針」を、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知したところである。これを踏まえ、引き続き関係省庁が連携して積極的に対策を推進することとしている。
- 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況はそれぞれ76.0%、43.1%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、更なる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。
- クールシティづくりについては、注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等を推進した。地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

【水環境の保全】

- 平成21年11月に、公共用水域において、新たに人の健康の保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加した。また、地下水において新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加し、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加した。1,1-ジクロロエチレンについては、人の健康の保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとした。
- 生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.4%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討のための基礎調査を実施した。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は、東京湾における化学的酸素要求量(COD)負荷量が昭和54年度における477t/日から平成16年度における211t/日まで削減されるなど、着

実に削減されている。しかし、東京湾における窒素及びりん的环境基準達成率は平成8年度も平成20年度も同じ50%であるなど改善がみられないことや、依然大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生していることなどから、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した。また、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した第7次水質総量削減の在り方について、平成22年3月に答申がなされた。

- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施した。(H20:4海域、H21:6海域)
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組を実施するとともに、当該フォローアップに基づく関係省庁・府県の取組の進捗状況の調査を実施した。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。たとえば、委員会報告書では「海底の泥化が予想以上に進行していること」が確認されていたが、21年度の調査では、一部海域で底質の粗粒化も確認され、粗粒化とタイラギの豊漁との関係を裏付ける貴重な環境データを得た。
- 気候変動による水環境等への悪影響に対する適応策の検討のための基礎調査を実施した。

【土壌環境の保全】

- 市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策法に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率が100%となっている。
- 農用地土壌汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。(平成21年度までの数値については七月頃取りまとめ予定)
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了しているなど、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシン類・農業対策】

- 平成20年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。
- 農業に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成21年度に新たに45農薬の基準を設定し、これまでに累計で101農薬に基準値を設定した。

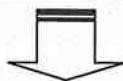
【効果的な公害防止の取組促進】

- 公害防止体制の促進については、平成21年8月、中央環境審議会に対し、「今後の効果的な公害防止取組促進方策の在り方について」を諮問し、大気環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会における審議を経て、平成22年1月に答申がなされた。この答申を踏まえて「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を第174回通常国会に提出した。(その後国会の審議を経て、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成22年5月10日に公布された。)

【アジアにおける環境協力】

- 平成21年3月の日中局長級政策対話における中国側の要望により、「第12次5カ年計画」(平成23年～27年)の策定に向けたNOxの総量削減について、日本のノウハウを活かした協力を開始した。平成21年7月に日中環境汚染対策ゴールデンウィークの一環として政策的手法を紹介する第1回WSを開催し、同11月にNOx対策技術を紹介する第2回WSを開催した。さらに、同12月に中国政府関係者を日本に招へいし、石炭火力発電所等の視察を実施した。
- アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで4地区7箇所で行い、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。
- 東アジア諸国における水質総量削減制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象として水質総量削減の導入に向けた共同研究を実施するなど、検討を着実に実施している。
- 「クリーンアジア・イニシアティブ」の趣旨に基づき、環境汚染対策技術・モニタリング技術について、法制度の整備・人材育成とパッケージにしてアジア諸国に普及・展開することを目的とした「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業を開始し、現状調査や今後取り組むべきパッケージ内容の検討を行ったほか、共同政策研究等の具体的な協力事業を試行的に実施した。
- 平成19年の中国及びインドネシア両国環境大臣との合意に基づき、各国とのコベネフィット・アプローチに係る

協力を進めている。平成21年12月には、COP15 サイドイベントで中国とのコベネフィット効果に係る共同研究の成果を発表した。平成20年度及び21年度に採択したコベネフィットCDMモデル事業を3件への資金支援を実施した。コベネフィット効果を定量的に評価する方法を示したマニュアルについて、気候変動に係る国際会議等の場で配布する等、その普及に努めている。



④今後の主な課題

【大気環境の保全】

- 環境基準が設定されたPM2.5については、中央環境審議会において、次のような課題が示された。(i)監視体制の整備、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等の化学的知見の集積、(ii)より効果的な対策の検討、(iii)我が国における健康影響の状況に関するさらなる知見の充実。
- 大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国内対策、国際的取組の継続的実施。
- 自動車排出ガス規制の強化、国際標準化等自動車単体対策の推進。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音・振動・悪臭等近年の苦情傾向や国際動向等に対応した調査・研究及びそれを踏まえた対策の実施、地方公共団体・民間事業者等と連携し、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進を支援する。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくりを推進する。さらに、自動車騒音規制の見直し等自動車単体対策や航空機、新幹線鉄道の騒音対策を推進する。

【水環境の保全】

- 生活環境項目の新規項目としての底層DOの追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質状況の実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討が必要。
- 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大についての検討が必要。
- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた更なる技術開発が必要。また、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質に対応するため、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法の検討が必要。
- 湖沼の水環境改善に向けた取組、地下水の総合的な保全対策、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献、皇居外苑濠等身近な水辺環境の改善のための取組等。
- 「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。
- 海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方について検討が必要。
- 里海創生活動の全国的な普及等。
- 瀬戸内海環境基本計画フォローアップにおいて指摘された諸課題への対応。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を着実に進めるための、関係省庁との密接な連携。
- 気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響に対して適切な対応策を講じることが必要。

【土壌環境の保全】

- 平成22年4月より施行された改正土壌汚染対策法を円滑に実施するため、第1回目の技術管理者試験を的確に実施するとともに、汚染土壌の搬出時調査方法など追加すべき事項に関する検討等を実施することが必要。
- 水に関する環境基準等の見直しを踏まえ、土壌環境基準の見直しのための検討が必要。
- 平成21年11月、食品中のカドミウム規格基準の見直しの動向を踏まえ、中央環境審議会にカドミウムに係る土壌環境基準(農用地)及び農用地土壌汚染対策地域指定要件等の見直しについて諮問を行った。土壌農薬部会に新たに設置された農用地土壌環境基準等専門委員会及び農用地土壌小委員会において審議が行われ、平成22年3月の土壌農薬部会において答申案が示されたところ。今後は食品安全委員会への意見聴取やパブリックコメント等を経た上で答申を踏まえた政省令等の改正が必要。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- POPs条約の検討状況等、国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。

○農薬については、引き続き水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準の設定を進めるとともに、生態系保全に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実を図ることが必要。

【効果的な公害防止の取組促進】

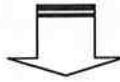
○「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める省令の改正が必要。また、平成 22 年1月の中央環境審議会答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等の実施や効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発等が必要。

【アジアにおける環境協力】

○中国のモデル地域における水質総量削減の計画検討へ向けた中国関係機関との円滑な連携。

○各国の状況を十分に考慮しつつ、日本の環境対策技術等を法制度の整備・人材育成とパッケージにして展開することにより、アジア各国における環境汚染対策の推進と持続可能な社会の構築を進めるほか、環境対策技術分野における日本のリーダーシップを発揮。

○アジア諸国を含む途上国において環境汚染対策と地球温暖化対策を支援するため、両対策を同時に実現するコベネフィット・アプローチを推進する必要がある。



⑤今後の主な取組

【大気環境の保全】

○環境基準が設定された PM2.5 については、中央環境審議会において示された課題を踏まえ、次のような取組を推進。

(i) 地方自治体と連携した監視体制の整備、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、(ii) より効果的な対策の検討、(iii) 日本国内における疫学・毒性学調査の実施等によるさらなる知見の充実。

○改正自動車 NOx・PM 法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。

○平成 21 年度に構築したトレーサビリティの確保された光化学オキシダント自動測定器の精度管理体制の適切な運用とともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。

○ディーゼル重量車について NOx 排出量を 09 年規制（いわゆるポスト新長期規制）の 3 分の 1 程度にする挑戦目標を設定。さらに国際的な標準の動向を考慮した排出ガス試験モード等の見直しについて検討する。自動車に起因する微小粒子状物質（PM2.5、ナノ粒子）について、その粒径分布、組成や粒子数等の実態調査を行う。また、最新規制適合車の排出ガスについて、バイオ燃料を使用した際の実態調査を行い、必要に応じた対策を検討するなど自動車単体対策を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

○大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。航空機及び新幹線騒音対策について、土地利用対策及び交通騒音モニタリングの在り方の検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

○新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目としての底層 DO 追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。また、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大の検討。

○湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、

- 湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。
 - 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアル、里海創生計画の策定、先進事例の収集等。
 - 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
 - 有明海・八代海の生態系機能の活用や生物多様性の維持を念頭においた環境改善方策の検討。
 - 気候変動が公共用水域の水質及び生態系与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響への適切な対応策を検討。

【土壌環境の保全】

- 土壌の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理者試験や追加規定の整備を実施する。
- 農用地土壌汚染防止法については、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。

【ダイオキシン類・農業対策】

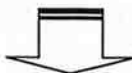
- POPs 条約や WHO の検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。
- 農業について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定、農業の生物多様性に与える影響の調査の実施、農業の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排出水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める省令の改正を行う。また、平成 22 年1月の中央環境審議会の答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等や、効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発を実施する。

【アジアにおける環境協力】

- 東アジア諸国における水質総量削減制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量削減制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量削減制度導入指針を策定。
- グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成 19 年 4 月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。
- アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。
- コベネフィット・アプローチを推進するため、途上国のニーズを踏まえた技術の実証を行い、二国間協力を通じてコベネフィット CDM 案件等(気候変動に係る次期枠組みを視野に入れる)の形成を進め、事業化を推進し、また、コベネフィットの効果手法の更なる開発を行う。また、本アプローチを普及させるための国際的なパートナーシップの構築を進める。



| | | |
|--------|---------|-------------------|
| 施策の方向性 | ① | 施策の改善・見直し |
| | ①-a | 施策の重点化等 |
| | ①-b | 施策の一部の廃止・完了・休止・中止 |
| | ② | 取組みを引き続き推進 |
| | ③ | 施策の廃止・完了・休止・中止 |
| | ④ | 機構要求を図る |
| ⑤ | 定員要求を図る | |

| | | |
|-----------|-------------|-----|
| 今後の施策の方向性 | 予算要求等への反映 | ①-a |
| | 機構・定員要求への反映 | ④⑤ |

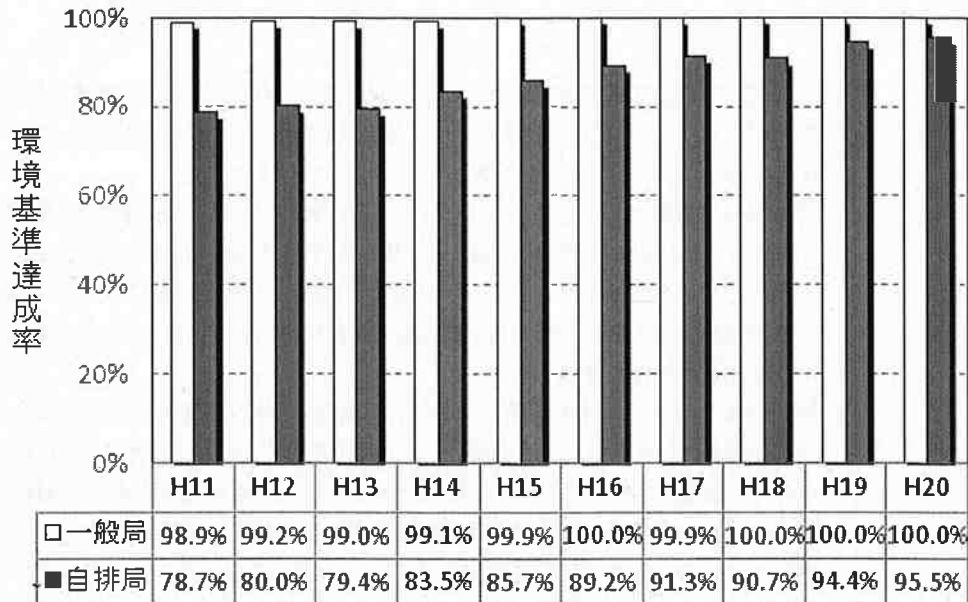
| | | | | | | | | |
|------------|---------|--|------|------|-------|-----|--------|--------|
| | イ | 92.8 | 92.1 | 92.5 | 99.5 | 調査中 | - | 100 |
| | ④ | 1219 | 1440 | 1647 | 1821 | 調査中 | H22 年度 | 1,000 |
| | ⑤ | 60 | 50 | 42 | 53 | 調査中 | | 50,000 |
| | ⑥ | 1,619 | 1581 | 1561 | | 調査中 | - | - |
| | ⑦ | 447 | 451 | 445 | 438 | 調査中 | - | - |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | - | | | 基準年の値 | - | | |
| | 根拠等 | <p>①(ア、イ、ウ、オ)、③(イ)大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)</p> <p>①(エ)、②、③(ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)</p> <p>①(カ〜ケ)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)</p> <p>①(コ〜ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月)</p> <p>①(セ〜タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月)</p> <p>④、⑤低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月)</p> | | | | | | |
| 評価・分析 | 【達成の状況】 | <p>○微小粒子状物質(PM2.5)については、平成21年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく必要がある。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に取りまとめた学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の報告書で課題とされた調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組を引き続き推進するにあたり、平成20年度には、光化学オキシダントに係る国際的な取組を推進するために不可欠であるトレーサビリティを確保した光化学オキシダント測定に関する精度管理体制について検討し、平成21年度に当該体制を構築したところである。</p> <p>○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、二酸化窒素については、大都市圏においてとりわけ自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っており(平成20年度達成率:95.5%)、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策や低公害車の普及を推進した。</p> <p>○燃料電池自動車の普及台数については、車両開発等は前進したものの、一般ユーザーへの普及には至っておらず、目標値と実績の間に乖離が生じている。</p> <p>○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(17年4月)及び第九次答申(20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要があり、ディーゼルトラック・バスの新たな排出ガス規制等について検討を行っている。</p> <p>○平成21年3月の日中局長級政策対話における中国側の要望により、「第12次5カ年計画」(平成23年〜27年)の策定に向けたNOxの総量削減について、日本のノウハウを活かした協力を開始した。平成21年7月に日中環境汚染対策ゴールデンウィークの一環として政策的手法を紹介する第1回WSを開催し、同11月にNOx対策技術を紹介する第2回WSを開催した。さらに、同12月に中国政府関係者を日本に招へいし、石炭火力発電所等の視察を実施した。</p> | | | | | | |
| | 【必要性】 | <p>○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見</p> | | | | | | |

られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

【有効性】

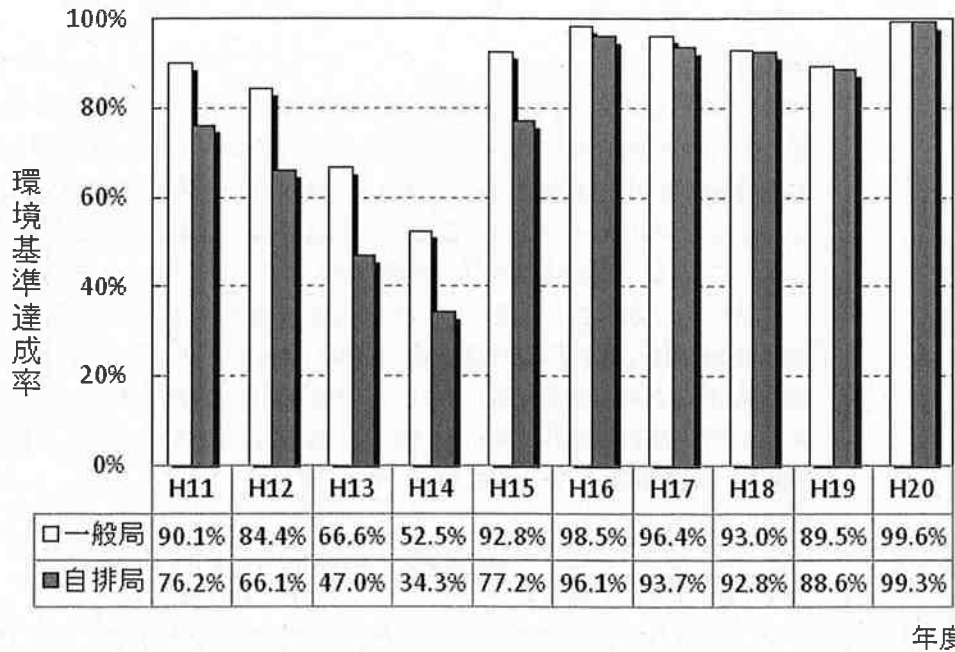
- 国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、良好な状況が継続していると考えられる。(一方、光化学オキシダントについては、近年のバックグラウンド濃度の上昇及びアジア地域から排出される NO_x等の大幅な増加に伴うアジア地域における越境輸送の影響の増大等が、光化学オキシダント濃度の長期的上昇トレンドの要因の一つとなっていると推定され、環境基準の達成状況は、極めて低い水準となっている。)
- 自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車 NO_x・PM 法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 95.5%、浮遊粒子状物質については 99.3%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 20 年度)。

二酸化窒素の環境基準達成率の推移



年度

浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



○大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。

○浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、平成19年度の排出インベントリ結果では、平成12年度比で23%削減している。また、自主的取組の推進ため、平成21年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。等

○燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されていない。

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を平成22年3月に改正し、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制強化を行った。

○建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。さらに、大気環境中のアスベスト濃度の測定方法を定めたアスベストモニタリングマニュアルの改訂のための検討を行い、改訂案を取りまとめた。

【効率性】

○浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策については、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を適切に組み合わせるベスト・ミックスを進めていくこととしており、規制だけでなく事業者の自主的な取組によって排出抑制対策が行われるという点において、効率的である。

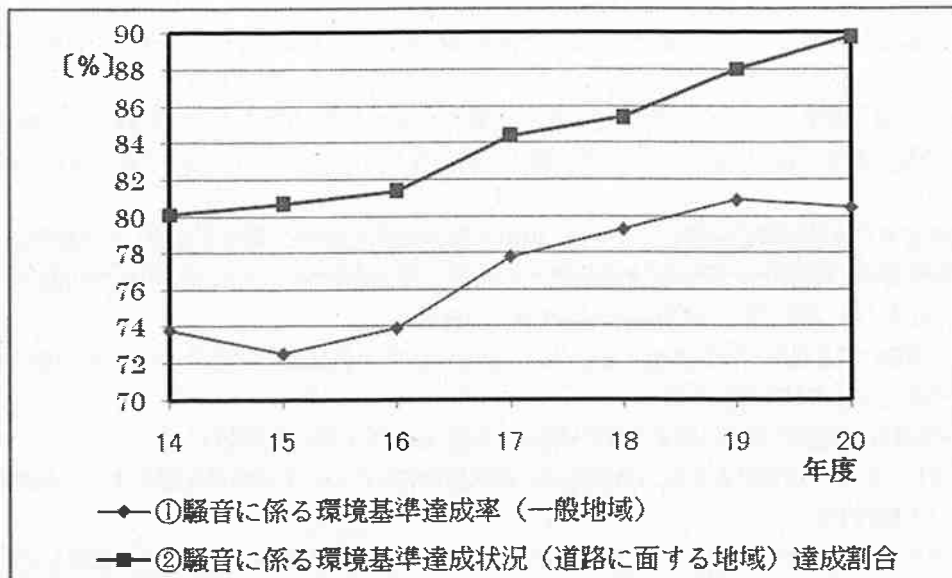
○自動車排出ガス対策については、新車に対する自動車排出ガス規制や低公害車の普及、自動車NOx・PM法による車種規制等の施策を効率的に実施しており、自動車排出ガス測定局の環境基準の達成状況は改善傾向にある。

<今後の展開>

- 微小粒子状物質(PM2.5)については、平成 21 年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5 の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく。とりわけ、健康影響調査に資する知見の充実と、PM2.5 に関するより効果的な対策を検討するための科学的知見の集積の基礎データを得ることを目的として、地方自治体が成分分析を実施するためのガイドラインを取りまとめる。
- 光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からの VOC 排出抑制対策を進めるとともに、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえ、調査研究やモニタリング、中国における窒素酸化物(NOx)排出削減の協力等国際的な取組等を推進する。
- 有害大気汚染物質について、PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直し、及び PRTR データ等を活用した対応方針の整理について中央環境審議会大気環境部会を開催し、検討を進める。
- 自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を長期間にわたり達成していない局地的な汚染が継続しており、自動車NOx・PM法に基づく対策を引き続き推進する。自動車NOx・PM法に基づく対策地域においては、平成 22 年度までにNO2・SPMに係る環境基準をおおむね達成することを目標としており、その達成状況を踏まえつつ、今後の目標や必要となる施策等につき検討を行う。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。
- 国連気候変動首脳会議において、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減すると新たな目標が表明されるなど、燃料電池自動車等の環境対応車の普及に係る政策を取り巻く環境の大きな変化を踏まえつつ、今後、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段(関連施策及び事務・事業)の見直し、定期的な効果測定の方法とそのための指標の設定等を行う。
- ディーゼル重量車について、NOx 排出量を 09 年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定する。さらに国際的な基準の動向を考慮した排出ガス試験モード等の見直しについて検討する。自動車に起因する微少粒子状物質(PM2.5、ナノ粒子)について、その粒径分布、組成や粒子数等の実態調査を行う。また、最新規制適合車の排出ガスについて、バイオ燃料を使用した際の実態調査を行い、必要に応じ対策を検討するなど自動車単体対策を引き続き進める。
- 中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第九次答申)を受けた 2014 年規制(NOxを 9割削減)に向けた準備調整等を進める。
- アスベストの飛散防止対策の徹底を図るとともに、引き続き大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行う。また、大気環境中のアスベスト濃度の測定方法については、解体現場等における迅速な測定方法を中心に、今後のさらなる知見の充実や技術の進歩も踏まえて引き続き検討を行う。

| | |
|--------------------------|---|
| 目標 3-2 | <p>大気生活環境の保全</p> <p>騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。</p> |
| 環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ | 2 章 2 節 大気環境の保全対策 |
| 関係課・室 | 水・大気環境局大気生活環境室、自動車環境対策課、環境管理技術室 |
| 指標の名称及び単位 | <p>①騒音に係る環境基準達成率(一般地域)[%]</p> <p>②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)[達成割合(%)/(評価対象:千戸)]</p> <p>③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%]</p> <p>④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%]</p> <p>⑤(参考)騒音に係る苦情件数[件]</p> <p>⑥(参考)振動に係る苦情件数[件]</p> <p>⑦(参考)悪臭に係る苦情件数[件]</p> <p>⑧(参考)都市域における年間の 30℃超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日]</p> <p>⑨(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]</p> |

| 指標年度等 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | 目標年 | 目標値 | |
|------------|--|--|------------|------------|------------|-----|-------|-----|
| 指標 | ① | 77.8 | 79.3 | 80.9 | 80.5 | 調査中 | — | 100 |
| | ② | 84.4/2,914 | 85.4/3,292 | 88.0/3,861 | 89.8/4,632 | 調査中 | H21年度 | 100 |
| | ③ | 73.2 | 71.6 | 73.8 | 76.0 | 調査中 | — | 100 |
| | ④ | 38.5 | 41.4 | 42.2 | 43.1 | 調査中 | — | 100 |
| | ⑤ | 16,470 | 17,192 | 16,434 | 15,558 | 調査中 | — | — |
| | ⑥ | 3,599 | 3,615 | 3,384 | 2,941 | 調査中 | — | — |
| | ⑦ | 19,114 | 18,805 | 17,533 | 16,245 | 調査中 | — | — |
| | ⑧ | 350/37 | 214/25 | 387/31 | 309/25 | | — | — |
| | ⑨ | 10,432 | 11,691 | 10,871 | 9,872 | 調査中 | — | — |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | — | | 基準年の値 | — | | | |
| | 根拠等 | ①、②騒音に係る環境基準について(平成10年環告64) ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154) ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46) | | | | | | |
| 評価・分析 | <p>【達成の状況】</p> <p>○騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数は、近年徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を調査するとともに、騒音規制手法の抜本的見直しについて検討を開始した。また、騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成21年度)を迎えたことにより、自動車騒音対策に関する総合的施策を取りまとめた「今後の自動車騒音対策の取組方針」を、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛通知したところである。これらを踏まえ、引き続き関係省庁が連携して積極的に対策を推進することとしている。</p> <p>○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況はそれぞれ76.0%、43.1%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、さらなる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>○クールシティづくりについては、注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等を推進した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。</p> | | | | | | | |
| | <p>【必要性】</p> <p>○大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態、自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。</p> <p>○多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。</p> <p>○騒音・振動の苦情件数は高い水準で推移しているため、この改善にむけた対策の必要がある。</p> <p>○過去100年間において、地球平均気温は約0.74℃上昇に対し、日本の大都市の気温は2～3℃上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。</p> | | | | | | | |



【有効性】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成率は最近5年間で約9%増加し、改善傾向にある。
- 航空機騒音については、環境基準の達成に向けて、航空機の低騒音化に向けた技術開発とその技術導入などにより音源対策を推進してきたところである。その結果、航空機騒音に係る環境基準の達成率は、最近10年間で約7%増加し、長期的には改善傾向にある。
- 新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、音源対策が最も基本的な施策であり、特に新幹線沿線の住宅密集地等であって75デシベルを超える地域の騒音レベルを75デシベル以下とする「75デシベル対策」を順次進めている。その結果、新幹線鉄道周辺地域の騒音レベルは従前に比べ低下し、長期的には改善の傾向にある。一方で、新幹線沿線の土地利用の状況は年々変化しており、新幹線の防音壁等の音源対策が、新たな沿線宅地開発に追いつかないことが、環境基準の達成率が大幅に向上しない理由の一つとなっている。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ5年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351市区町村（規制地域を有する地方公共団体の29.2%）となっている。

【効率性】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、苦情の未然防止及び適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。



＜今後の展開＞

- 全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、さらなる自動車交通騒音対策の推進を図る。
- 自動車単体騒音対策について、自動車の走行の実態や自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について、平成 23 年度を目処に結論を得るべく検討を進める。
- 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、騒音に配慮した土地利用を推進するための対策の検討や騒音の暴露状況を適切に把握するための統一的な騒音のモニタリングの在り方の検討に取り組んでいくとともに、音源対策に係る技術開発と最新技術の順次導入の推進を図る。
- サービス業等に係る臭気対策を強化するとともに、現場対応型の簡易な嗅覚測定・評価手法の確立に向け、その適用性の検討や測定手法の精度確保を行う。
- 工事・事業場及び建設作業等に関する騒音・振動の評価・規制手法等の検討を行う。
- 低周波音について、苦情がある風力発電施設の現状調査等を行い、その結果を踏まえて、低周波音の人への影響評価について検討する。
- 光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。
- ヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。
- 良好な感覚環境について、先進的な優良取組事例とともに積極的に全国に紹介することにより良好な感覚環境形成の取組の全国的な展開を推進する。

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>目標 3-3</p> | <p>水環境の保全</p> <p>水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。</p> |
| <p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p> | <p>2章3節1 水利用の各段階における負荷の低減</p> <p>2章3節2 閉鎖性水域における水環境の保全</p> <p>2章3節3 環境保全上健全な水循環の確保</p> <p>2章3節4 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進</p> <p>2章5節 地盤環境の保全対策</p> |
| <p>関係課・室</p> | <p>水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室</p> |
| <p>指標の名称及び単位</p> | <p>①健康項目基準達成率[%]</p> <p>②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]</p> <p>③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/l]</p> <p>④瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑤瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑥大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑦東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑧伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑨有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑩八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑪東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素・全磷の順)[ト/日]</p> <p>⑫赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]</p> <p>⑬地下水環境基準達成率[%]</p> <p>⑭年間 2cm 以上の地盤沈下面積[km²]</p> <p>⑮湧水の把握件数[件]</p> <p>⑯(間接)排水基準違反件数[件]</p> <p>⑰(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%]</p> <p>⑱(参考)常時監視における要監視項目測定地点数[地点]</p> <p>⑲(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数[地点(検体数)]</p> <p>(健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順)</p> |

| | | ㉑(参考)瀬戸内海における埋立免許面積 (各年の数値は前年の11月2日～11月1日までの合計[㎡]) ㉒(参考)地下水質常時監視における測定井戸数(概況状況、ダイオキシン類の順)[本数] ㉓(参考)全国水生生物調査参加人数[人] | | | | | | | |
|---|-------|---|--|--|--|-----|-----|---------|------------------------|
| 指標年度等 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | 目標年 | 目標値 | | |
| 指標 | ① | 99.1 | 99.3 | 99.1 | 99.0 | 調査中 | - | 100 | |
| | ② | 83.4 | 86.3 | 85.8 | 87.4 | 調査中 | - | 100 | |
| | ③ | 「今後の展開」の後に記載 | | | | | | | |
| | ④ | 74/97 | 70/95 | 77/95 | 72/95 | 調査中 | 各年度 | 100/100 | |
| | ⑤ | 74/98 | 71/95 | 78/97 | 72/97 | 調査中 | | 100/100 | |
| | ⑥ | 67/67 | 67/100 | 67/67 | 67/67 | 調査中 | | 100/100 | |
| | ⑦ | 63/67 | 68/67 | 63/67 | 74/50 | 調査中 | | 100/100 | |
| | ⑧ | 50/71 | 44/43 | 56/57 | 56/86 | 調査中 | | 100/100 | |
| | ⑨ | 87/60 | 87/40 | 80/40 | 93/40 | 調査中 | | 100/100 | |
| | ⑩ | 64/100 | 64/100 | 86/75 | 79/75 | 調査中 | | 100/100 | |
| | ⑪ | 6年度 1,278 1,138 81.4 | 11年度 1,140 993 76.7 | 16年度 958 813 56.7 | - - - | | | H21年度 | 897.0 787.0 53.0 |
| | ⑫ | 115/32/15 | 94/29/15 | 99/41/24 | 116/29/14 | 調査中 | | - | - |
| | ⑬ | 93.7 | 93.2 | 93.0 | 93.1 | 調査中 | | - | 100 |
| | ⑭ | 4 | 17 | 72 | 1 | 調査中 | - | - | |
| | ⑮ | - | - | 12,820 | - | 調査中 | - | - | |
| | ⑯ | 14 | 12 | 11 | 13 | 調査中 | - | 0 | |
| | ⑰ | 100/0 | 100/0 | 調査中 | | | - | 100/100 | |
| | ⑱ | 1,942 | 1,968 | 1,931 | 1,898 | 調査中 | - | - | |
| | ⑲ | 5,600 (259,795) 7,208 (420,055) 1,912 (2,550) 1,623 (1,730) | 5,487 (237,873) 7,155 (409,182) 1,870 (2,475) 1,548 (1,640) | 5,574 (235,103) 7,104 (404,829) 1,818 (2,412) 1,505 (1,575) | 5,460 (230,359) 7,094 (400,209) 1,714 (2,255) 1,398 (1,463) | 調査中 | - | - | |
| | ⑳ | 76.5 | 17.8 | 調査中 | | | - | - | |
| | ㉑ | 4,691 922 | 4,738 878 | 4,631 759 | 4,290 634 | 調査中 | - | - | |
| | ㉒ | 85,910 | 74,968 | 80,216 | 75,938 | | - | - | |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | ①H16年度 | | 基準年の値 | ①H20年度 | | | | |
| | 根拠等 | ③湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 ④水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 ⑥排水基準違反はゼロが望ましい ⑦底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい | | | | | | | |
| 【達成の状況】 ○平成21年11月に、公共用水域において、新たに人の健康の保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加した。また、地下水において新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加し、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加した。1,1-ジクロロエチレンについては、人の健康の保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとした。 ○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.4%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討のための基礎調査を実施した。 | | | | | | | | | |

評価・分析

- アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで4地区7箇所を実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は、東京湾における化学的酸素要求量(COD)負荷量が昭和54年度における477t/日から平成16年度における211t/日まで削減されるなど、着実に削減されている。しかし、東京湾における窒素及びリンの環境基準達成率は平成8年度も平成20年度も同じ50%であるなど改善がみられないことや、依然大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生していることなどから、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンをに策定した。また、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した第7次水質総量削減の在り方について、平成22年3月に答申がなされた。
- 東アジア諸国における水質総量削減制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象として水質総量削減の導入に向けた共同研究を実施するなど、検討を着実に実施している。
- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施した。(H20:4海域、H21:6海域)
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえて取組を実施するとともに、関係省庁・府県の取組の進捗状況のチェックアップを実施した。
- 有明海の海域環境に関して、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討や海底の泥化が予想より進んでいることが解明されるなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。なお、調査では、一部海域の底質の粗粒化も確認したが、当該地点は、有明海特二枚貝タイラギの豊漁地点と重複しており、豊漁を裏付ける貴重な環境データを得た。
- 気候変動による水環境等への悪影響に対する適応策の検討のための基礎調査を実施した。

【必要性】

- 水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。○指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。
- 世界では安全な水が確保できない人が約11億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成19年4月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。
- 排水基準による規制のみでは環境基準(生活環境項目)の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、流入する汚濁負荷の総量のさらなる削減が必要である。また、大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域と比較して水質が良好なため、現状の水質が悪化しないような対策が必要である。加えて、富栄養化が解消された海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方等に関し、調査研究を推進する必要がある。
- 東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィルaが認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることが危惧されることから、その改善に向けた取組が急務である。
- 貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創

生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。

- 瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行い、その進捗状況を把握する必要がある。
- 有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【有効性】

- 水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が87.4%（平成20年度）となり長期的にみると上昇傾向であることから、有効であると考えられる。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

（参考）

| 指 標 | | H18年度 | H19年度 | H20年度 | 出 典 |
|---------------------------------|----|-------|-------|-------|-------------|
| 生活環境項目 (BOD/COD) 基準達成率(%) | 全体 | 86.3 | 85.8 | 87.4 | 公共用水域水質測定結果 |
| | 河川 | 91.2 | 90.0 | 92.3 | |
| | 湖沼 | 55.6 | 50.3 | 53.0 | |
| | 海域 | 74.5 | 78.7 | 76.4 | |

- 公共用水域の水質常時監視結果の質を確保するため、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法について検討を行い、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」及び「水質汚濁防止法に基づく常時監視の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」を作成した。
- 排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成22年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、温泉排水処理技術の実証試験などの技術的検討を行い、暫定排水基準が設定されていた21業種のうち、6業種について一律排水基準へ移行し、15業種について延長又は強化する見直しを実施した。
- 地盤沈下は、地盤沈下の観測や観測結果に基づく地盤沈下地域の地下水揚水規制の実施等により、おおむね減少傾向であるが、地盤沈下が発生しない状態で安定したとは言いがたい。地下水や地盤環境を保全しつつ、持続可能な地下水利用を実現するための管理手法の検討及び地盤沈下観測状況の調査等を行うことで、確実な地盤沈下抑制が期待できる。
- 環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎資料として、「公共用水域水質測定結果」、「地下水質測定結果」及び「全国の地盤沈下地域の概況」を取りまとめた。
- 湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値(16項目/44項目)を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。
- アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の4つの情報データベースの拡大を図り、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。
- 日中水環境パートナーシップにおいては、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあった排水処理技術の導入に関するモデル事業を重慶市、江蘇省、新疆ウイグル地区及び雲南省で実施し、黒竜江省及び河北省で施設設置に向けた事前調査を行い、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほ

ば達成するなどの効果が認められている。加えて、閉鎖性海域中長期ビジョンや栄養塩管理の研究結果等を参考に湾灘ごとに適した対策を講じることにより、海域環境がより適切に保全されることが期待される。

- 平成 21 年度より中国との水質総量削減に係る日中共同研究を開始した。海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量削減制度を導入することにより、我が国の海域環境の保全が期待される。
- 平成 21 年度には6海域における里海の創生支援を行い、地域の取組を促進した。国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、各地域の取組成果を踏まえ、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。
- 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえて、高度な栄養塩類管理の在り方を検討した。関係機関による各々の取組の進捗状況を確認しつつ施策を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が期待される。
- 生態系機能や生物多様性の維持を念頭に環境改善方法を検討し、生態系の保全・回復を図ることで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【効率性】

- 円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施した。
- 底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行い、「底質のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」を作成した。
- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。
- アジア水環境パートナーシップ(WEPA)については、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、例えば、江蘇省においては、本モデル事業を踏まえ、中国独自で排水処理施設を設置することを約束するなど中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理に関わる能力向上を効率的に図ることができている。
- 工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量削減を 5 年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。たとえば、「第7次水質総量削減の在り方について(答申)」においては、水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾と、比較的水質が良好な大阪湾を除く瀬戸内海とを分けて対策を進めていくべきとしたり、新たな課題として、栄養塩類の管理の在り方などに関し調査研究を推進する必要があるとしたりして、よりきめ細かな対応が可能となっている。
- 水質総量削減制度の導入を支援することで、東アジア諸国の地域の実情に応じて適用可能な陸域負荷の総量削減の取組がより効率的に実施できる。
- 里海創生支援事業により里海づくりを実践する際に参考となる情報を、実例を踏まえたマニュアルとして提供することで、全国の活動団体、地方自治体での取組が効率的に実施できる
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、現状の問題・課題等を踏まえ、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究推進計画を踏まえることで、関係省庁との間での調査業務分担、調査の方向性が明確になり、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。



＜今後の展開＞

- 水質汚濁に係る環境基準等の見直し(底層DOや透明度の環境基準化)の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行い、それとあわせて新たな排水基準(新たに環境基準が設定された1,4-ジオキサン等の排水基準設定等)の設定のための調査・検討、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象物質の拡大の検討を行う。
- 未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、生物応答を用いた新たな排水管理手法の在り方を検討する。
- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進めるほか、排水規制対象の考え方を整理する。
- 環境保全上健全な水循環の確保に向け、昨年度作成した事例集を普及し、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する。
- 水環境保全活動の促進のために、引き続き普及啓発事業を展開するとともに、活動指導者の育成を図る。
- 多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。
- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理施設の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む。
- 閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえ、第7次水質総量削減を実施するとともに、新たに設定される指標に対応するため、測定手法やモニタリング体制の見直しを検討する。また、海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方等に関し、調査研究を推進する。
- 東アジア諸国における水質総量削減制度の導入指針の策定に取り組むとともに、中国のモデル地域における水質総量削減に係る日中共同研究を着実に実施する。
- 里海の創生へ向けた地域における取組の全国的な普及を図る。
- 関係省庁と連携し、有明海・八代海の再生に向けた調査研究を着実に進めていくため、有明海・八代海総合調査評価委員会報告により提言された調査研究の進め方と必要な課題、達成目標または期待される効果を取りまとめた調査研究推進計画を作成する。
- 実施した基礎調査等をもとに、気候変動により引き起こされる公共用水域の水温等の状況変化及びそれに伴う水質、水生生物等への影響を解明し、必要な適応策を検討する。

※上記目標内指標③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/l]※CODは、75%値

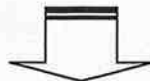
| | | 指 標 年 度 | | | | | 目標値 (現行計画) H22年度 |
|-----|-------|---------|-------|-------|-------|-------|------------------------|
| | | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | |
| 霞ヶ浦 | 西浦 | COD | 8.9 | 9.3 | 9.7 | 9.8 | 8.2 |
| | | T-N | 1.2 | 1.3 | 1.3 | 1.6 | 0.92 |
| | | T-P | 0.12 | 0.11 | 0.12 | 0.12 | 0.10 |
| | 北浦 | COD | 8.1 | 9.4 | 9.8 | 10 | 7.6 |
| | | T-N | 1.2 | 1.0 | 1.2 | 1.4 | 0.86 |
| | | T-P | 0.10 | 0.11 | 0.14 | 0.17 | 0.090 |
| | 常陸利根川 | COD | 7.9 | 8.9 | 9.6 | 9.7 | 7.4 |
| | | T-N | 1.1 | 0.84 | 1.1 | 1.2 | 0.84 |
| | | T-P | 0.096 | 0.097 | 0.11 | 0.12 | 0.074 |
| 印旛沼 | COD | 9.6 | 10.0 | 12 | 12 | 8.9 | |
| | T-N | 2.9 | 3.0 | 2.4 | 2.6 | 2.7 | |
| | T-P | 0.11 | 0.12 | 0.14 | 0.11 | 0.10 | |
| 手賀沼 | COD | 9.3 | 9.6 | 9.7 | 9.1 | 8.5 | |
| | T-N | 2.8 | 2.9 | 2.5 | 2.6 | 2.6 | |
| | T-P | 0.17 | 0.15 | 0.16 | 0.11 | 0.15 | |

| | | | | | | | | | |
|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|------------|-------|
| 琵琶湖 | 北湖 | COD | 3.0 | 2.5 | 2.9 | 3.0 | 調査中 | 現状維持 | 2.9 |
| | | T-N | 0.32 | 0.30 | 0.27 | 0.26 | | | 0.30 |
| | | T-P | 0.007 | 0.007 | 0.007 | 0.008 | | | 4.2 |
| | 南湖 | COD | 4.2 | 3.7 | 4.3 | 4.3 | | | 0.33 |
| | | T-N | 0.36 | 0.31 | 0.31 | 0.26 | | | 0.018 |
| | | T-P | 0.018 | 0.015 | 0.015 | 0.013 | | | 7.5 |
| 児島湖 | COD | 8.3 | 8.0 | 7.9 | 8.1 | 1.2 | | | |
| | T-N | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 1.3 | 0.17 | | | |
| | T-P | 0.20 | 0.21 | 0.21 | 0.21 | | | | |
| 諏訪湖 | COD | 7.3 | 7.4 | 6.2 | 6.8 | 調査中 | H 23 | 4.8 | |
| | T-N | 0.76 | 0.74 | 0.78 | 0.81 | | | 0.65 | |
| | T-P | 0.062 | 0.050 | 0.048 | 0.045 | | | 現状維持 向上 | |
| 釜房ダム貯水池 | COD | 2.7 | 2.6 | 2.2 | 2.3 | 調査中 | H 23 | 2.5 | |
| | T-N | 0.61 | 0.66 | 0.51 | 0.53 | | | 0.60 | |
| | T-P | 0.019 | 0.018 | 0.014 | 0.017 | | | 0.016 | |
| 中海 | COD | 5.3 | 5.9 | 5.6 | 6.0 | 調査中 | H 25 | 5.1 | |
| | T-N | 0.50 | 0.54 | 0.60 | 0.47 | | | 0.46 | |
| | T-P | 0.052 | 0.054 | 0.072 | 0.060 | | | 0.046 | |
| 宍道湖 | COD | 4.9 | 4.8 | 6.2 | 6.1 | 調査中 | H 25 | 4.6 | |
| | T-N | 0.55 | 0.52 | 0.52 | 0.49 | | | 0.49 | |
| | T-P | 0.046 | 0.045 | 0.056 | 0.056 | | | 0.039 | |
| 野尻湖 | COD | 1.7 | 1.8 | 2.0 | 2.3 | 調査中 | H 25 | 1.5 | |
| | T-P | 0.005 | 0.005 | 0.007 | 0.005 | | | 現状維持 向上 | |
| 八郎湖 | 調整池・東部承水路 | COD | 8.1 | 10 | 8.1 | 6.9 | 調査中 | H 24 | 9.4 |
| | | T-N | 0.98 | 0.71 | 1.2 | 0.74 | | | 0.93 |
| | | T-P | 0.081 | 0.090 | 0.097 | 0.090 | | | 0.067 |
| | 西部承水路 | COD | 12 | 12 | 9.5 | 10 | | | 9.5 |
| | | T-N | 1.5 | 0.81 | 1.1 | 0.92 | | | 1.4 |
| | | T-P | 0.091 | 0.064 | 0.064 | 0.061 | | | 0.077 |

| | |
|--------------------------|---|
| 目標 3-4 | 土壌環境の保全 |
| | 土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。 |
| 環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ | 2章4節 土壌環境の保全対策 |
| 関係課・室 | 水・大気環境局土壌環境課 |
| 指標の名称及び単位 | ①農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%] ②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%] ③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率[%] ④(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[km^2] ⑤(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)[km^2] ⑥(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)[地域] ⑦(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)[地域] ⑧(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)[区域] ⑨(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)[区域] ⑩(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[m^2] ⑪(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計)[m^2] ⑫(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計)[地域] ⑬(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域対策完了地域数(累計)[地域] |

| 指標年度等 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | 目標年 | 目標値 |
|------------|--|--|--------|--------|--------|-----|--------|
| 指標 | ① | 85 | 85 | 85 | 85 | - | 100 |
| | ② | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 |
| | ③ | 50 | 60 | 80 | 100 | | 100 |
| | ④ | 6,376 | 6,577 | 6,577 | 6,577 | | - |
| | ⑤ | 5,390 | 5,559 | 5,559 | 5,559 | | - |
| | ⑥ | 17 | 20 | 20 | 20 | | - |
| | ⑦ | 52 | 52 | 52 | 52 | | - |
| | ⑧ | 48 | 77 | 81 | 71 | | - |
| | ⑨ | 50 | 84 | 133 | 172 | | - |
| | ⑩ | 19,047 | 28,017 | 28,017 | 28,017 | | 28,017 |
| | ⑪ | 5,272 | 5,637 | 19,047 | 19,047 | | 19,047 |
| | ⑫ | 4 | 5 | 5 | 5 | | 5 |
| | ⑬ | 2 | 3 | 4 | 5 | | 5 |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | - | | | 基準年の値 | - | |
| | 根拠等 | ①、④～⑦農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項 ②、⑧、⑨土壤汚染対策法第5条 ③、⑩～⑬ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第30条 | | | | | |
| 評価・分析 | <p>【達成の状況】</p> <p>○平成21年4月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」が公布され、当該法律の円滑な施行のための政省令等の整備を行った。市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤汚染対策法に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率が100%となっている。</p> <p>○農用地土壤汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。(平成21年度の数値については、7月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>【必要性】</p> <p>○土壤汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壤環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。</p> <p>○本件施策については、土壤汚染対策法、農用地の土壤汚染防止対策等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法において、土壤汚染の状況に応じ、区域を指定し、対策を講じるなどの対策が体系的に整理されている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の②)が100%となっている。</p> <p>○農用地土壤汚染対策については、平成20年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が3地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。(平成21年度の数値については、7月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>【効率性】</p> <p>○農用地土壤汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が</p> | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <p>図られている。</p> <p>○市街地等の土壤汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることとなっている。土地の売買等を契機に、調査・対策が広く実施されることにより、効率的に土壤汚染が発見され対策がとられている。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が図られている。</p> |
|--|--|



| | |
|---|--|
| <今後の展開> | |
| <p>○土壤の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理試験や追加規定の整備を実施する。</p> <p>○農用地土壤汚染防止法については、農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。</p> <p>○ダイオキシン類による土壤汚染対策に関する指針の検討を行う。</p> | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|--------|--------|--------------------|-----|-------|--------|
| 目標 3-5 | ダイオキシン類・農薬対策 | | | | | | | |
| | ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。 | | | | | | | |
| 環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ | 4 章 2 節 3 ダイオキシン類問題への取組 4 章 2 節 4 農薬のリスク対策 | | | | | | | |
| 関係課・室 | 水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、土壤環境課農薬環境管理室 | | | | | | | |
| 指標の名称及び単位 | ①ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比)[%] ②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%] ア.大気 イ.公共用水域水質 ウ.公共用水域底質 エ.地下水質 オ.土壤 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数](累計) | | | | | | | |
| 指標年度等 | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | H20 年度 | H21 年度 | 目標年 | 目標値 | |
| 指標 | ① | 13 | 20 | 23 | 43 | 集計中 | H22 年 | 約 15 |
| | ②ア | 99.9 | 100 | 100 | 100 | 集計中 | - | 100 |
| | イ | 98.0 | 97.9 | 97.5 | 98.4 | 集計中 | | 100 |
| | ウ | 99.6 | 99.7 | 99.5 | 99.6 | 集計中 | | 100 |
| | エ | 100 | 99.9 | 99.7 | 100 | 集計中 | | 100 |
| | オ | 99.8 | 100 | 100 | 100 | 集計中 | | 100 |
| | ③ | 0 | 1 | 17 | 56 | 101 | | H22 年度 |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | ①H15 年 ③H17 年 | | 基準年の値 | ①372~400g-TEQ/年 ③0 | | | |
| | 根拠等 | ①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成 17 年 4 月施行) | | | | | | |
| 評価・分析 | <p>【達成の状況】</p> <p>○平成 20 年のダイオキシン類排出総量は、平成 15 年比で約 43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。</p> <p>○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成 21 年度に新たに</p> | | | | | | | |

45 農薬の基準を設定したところ。基準設定についての加速化はみられるが、農薬の登録は申請主義であり、また、基準設定には申請者(農薬製造メーカー)からの資料提出が不可欠であることから、これまでに設定した基準値の累計は 101 となっている。

【必要性】

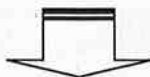
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。
- 農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、農薬取締法に基づき、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性与環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から有効かつ不可欠である。

【有効性】

- 平成 20 年のダイオキシン類の排出量は、平成 15 年比で約 43%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成 20 年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。
- 生態系保全施策の充実に向けて、農薬の生態系への影響について登録前にリスク評価を行うため、農薬取締法に基づき、平成 18 年度から水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成 21 年度には新たに 45 農薬(累計 101 農薬)について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

【効率性】

- 平成 17 年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。平成 22 年 3 月には廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の調査測定に簡易測定法の追加導入を行ったさらに簡易測定法の追加等に伴い、ダイオキシン類の環境測定の精度管理に関する指針等の改訂を行い、品質や信頼性も配慮している。
- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが課される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。



<今後の展開>

- 平成 19 年 5 月にストックホルム条約(POPs 条約)の第 3 回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、平成20年度に引き続き、国際協力として東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワークショップを開催し、発生源情報や対策手法に関する情報交換を行い、今後の各国の施策検討に資する。
- 小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直し、ガイドライン策定の検討を行い、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。
- 臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、国際動向に係る情報収集などを進める。今後は、WHO の検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。
- 簡易測定法については、既に公定法化されている方法に平成 21 年に追加を行った生物検定法及び機器分析法による簡易測定法に関する検証・改善を図る。
- 農薬について、これまでに累計 101 農薬について基準を設定し、基準設定についての加速化を進めてきたところであるが、平成 21 年度に引き続き、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を着実に推進する。

⑦予算事項（事務事業）について

| 当該施策に関する主な法律・税制等 | | | | |
|---|---|---------|---------|-------|
| ○ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号) ○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) ○悪臭防止法(昭和46年法律第91号) ○騒音規制法(昭和43年法律第98号) ○振動規制法(昭和51年法律第64号) ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)(平成4年法律第70号) ○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号) ○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) ○湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号) ○瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号) ○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号) ○土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号) ○農薬取締法(昭和23年法律第82号) ○工業用水法(昭和31年法律第146号) ○建築物用地下水の採取に関する法律(昭和37年法律第100号) ○公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇 ○日本政策金融公庫による低利融資 | | | | |
| 目標番号 | 関連する予算事項名及びその予算額(千円) | | | |
| | | H21当初 | H22当初 | H22反映 |
| 3-1 | ① 大気環境基準等設定業務費 | 33,246 | 32,816 | |
| | ② 大気環境監視測定網整備推進費 | 109,768 | 107,143 | |
| | ③ 大気汚染防止規制等対策推進費 | 47,331 | 39,085 | |
| | ④ 有害大気汚染物質等対策推進費 | 273,492 | 269,372 | |
| | ⑤ 日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討 | 21,651 | 0 | |
| | ⑥ 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 | 15,925 | 14,447 | |
| | ⑦ アジア・コベネフィット・フォーラム構築事業 | 0 | 80,000 | |
| | ⑧ 排出基準等緊急立入調査費 | 2,697 | 0 | |
| | ⑨ 公害防止管理実施状況調査対策検討 | 8,476 | 8,473 | |
| | ⑩ 微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費 | 120,584 | 200,338 | |
| | ⑪ 光化学オキシダント対策推進費 | 31,533 | 28,805 | |
| | ⑫ 中国における大気汚染対策協力事業 | 0 | 18,089 | |
| | ⑬ 揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策費 | 82,670 | 82,662 | |
| | ⑭ 大気環境監視システム整備経費 | 100,095 | 64,872 | |
| | ⑮ 花粉観測体制整備費 | 84,328 | 93,819 | |
| | ⑯ 低公害車普及推進費 | 26,126 | 26,120 | |
| | ⑰ 都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 | 323,525 | 306,995 | |
| | ⑱ 交通公害防止等調査検討費 | 63,586 | 63,569 | |
| | ⑲ オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費 | 44,055 | 39,297 | |
| | ⑳ 自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費 | 84,098 | 81,802 | |
| | ㉑ 自動車環境性能評価法国際標準化等推進費 | 25,657 | 46,786 | |
| | ㉒ 自動車交通環境監視測定費 | 79,912 | 73,913 | |
| | ㉓ 経済協力開発機構等拠出金 | 30,000 | 130,000 | |
| | ㉔ 環境測定分析精度向上対策経費 | 27,791 | 27,791 | |
| | ㉕ 日本モデル環境対策技術等の国際展開 | 151,389 | 145,546 | |
| | ㉖ 低公害車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」 | - | - | |
| | ㉗ 船舶の省CO2対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」 | - | - | |
| | ㉘ EST、モビリティマネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)「再掲:1-1」 | - | - | |

| | | | |
|-----|--|---------|---------|
| | * 大気汚染特別調査費「再掲:9-3」 | - | - |
| | * 微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の曝露影響研究費「再掲:9-3」 | - | - |
| 3-2 | ① 良好な大気生活環境保全推進費 | 17,476 | 17,476 |
| | ② クールシティ推進事業 | 186,669 | 182,076 |
| | ③ 良好な感覚環境形成のための街作りの推進費 | 6,357 | 6,351 |
| | ④ 騒音・振動公害防止強化対策費 | 51,191 | 45,455 |
| | ⑤ 悪臭公害防止強化対策費 | 15,922 | 15,919 |
| | ⑥ 交通公害防止等調査検討費「再掲:3-1」 | - | - |
| | ⑦ 自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費「再掲:3-1」 | - | - |
| | ⑧ クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」 | - | - |
| | * 騒音・振動による住民反応(不快感)に関する社会調査「再掲:9-3」 | - | - |
| 3-3 | ① 有明海・八代海総合調査評価委員会経費 | 8,597 | 8,584 |
| | ② 水質環境基準策定検討費 | 107,141 | 144,461 |
| | ③ 水域類型指定設定・見直し検討 | 36,828 | 66,431 |
| | ④ 水環境保全施策枠組み再構築事業 | 65,127 | 156,642 |
| | ⑤ 排水対策推進費 | 73,382 | 69,871 |
| | ⑥ 生活排水対策推進費 | 11,659 | 11,653 |
| | ⑦ 生活雑排水の性状に関する検討調査 | 0 | 0 |
| | ⑧ 総量削減及び瀬戸内海環境保全等施行業務費 | 103,377 | 102,444 |
| | ⑨ 閉鎖性海域環境保全推進等調査費 | 242,936 | 183,157 |
| | ⑩ 閉鎖性海域管理方策検討費 | 0 | 68,457 |
| | ⑪ 湖沼水質保全対策等調査費 | 63,402 | 60,130 |
| | ⑫ 湖沼水質保全施策枠組み再構築事業 | 0 | 16,865 |
| | ⑬ 底質調査費 | 24,890 | 12,728 |
| | ⑭ 水辺環境保全活動推進費 | 1,377 | 0 |
| | ⑮ 水環境保全活動の普及支援事業 | 20,884 | 20,875 |
| | ⑯ 水質分析法の国際標準との整合化に係る検討調査費 | 21,070 | 20,018 |
| | ⑰ 水循環計画策定等推進費 | 35,449 | 29,493 |
| | ⑱ 気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費 | 11,598 | 11,594 |
| | ⑲ やすらぎの水環境再生事業費 | 3,000 | 3,000 |
| | ⑳ アジア等における持続的水環境改善支援事業費 | 275,325 | 268,325 |
| | ㉑ 国際的水環境改善活動推進費 | 2,416 | 12,667 |
| | ㉒ 水質環境総合管理情報システム運営 | 4,913 | 4,913 |
| | ㉓ 硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査 | 15,169 | 15,165 |
| | ㉔ 地下浸透による地下水汚染対策推進費 | 11,294 | 11,292 |
| | ㉕ 地盤環境制度等検討費 | 10,002 | 10,000 |
| | ㉖ 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費 | - | 20,035 |
| | ㉗ クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」 | - | - |
| | ㉘ クールシティ推進事業「再掲:3-2」 | - | - |
| 3-4 | ① 農用地土壌汚染対策費 | 47,686 | 51,921 |
| | ② 市街地土壌汚染対策費 | 360,372 | 361,905 |
| | ③ ダイオキシシン類土壌汚染対策費 | 125,263 | 118,029 |
| 3-5 | ① 農薬登録保留基準等設定費 | 141,097 | 116,534 |
| | ② ダイオキシシン類総合対策費 | 141,559 | 137,937 |
| | ③ 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費「再掲:3-3」 | - | - |
| | ④ 有害大気汚染物質等対策推進費「再掲:3-1」 | - | - |
| | ⑤ 排出基準等緊急立入調査費「再掲:3-1」 | - | - |
| | ⑥ 底質調査費「再掲:3-3」 | - | - |
| | ⑦ ダイオキシシン類土壌汚染対策費「再掲:3-4」 | - | - |
| | ⑧ 廃棄物処理等科学研究費補助金「再掲:4-3」 | - | - |

| | | |
|--|---|---|
| ⑨ 廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)「再掲:4-3」 | - | - |
| ⑩ 廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ燃料化施設「再掲:4-3」 | - | - |
| ⑪ ダイオキシン類総合調査費「再掲:6-2」 | - | - |
| ⑫ 環境技術開発等推進費(うち、環境リスク評価分野)の内数「再掲:9-3」 | - | - |
| * 農業健康影響対策費「再掲:9-3」 | - | - |
| * 農業環境影響対策費「再掲:9-3」 | - | - |

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

| 予算事項番号 | 終期を迎えた理由 | 今後の対応策 |
|--------|----------|--------|
| | | |

⑨特記事項

| |
|---|
| <p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁> 国土交通省、農林水産省、経済産業省</p> <p><昨年度評価書からの変更点> ○指標 3-3-③の「中海」「宍道湖」「野尻湖」については、目標年度をH20年度からH25年度に修正した。</p> |
|---|

⑩各目標に設定された指標について

| 目標番号及び指標名 | 指標内容 |
|-----------|---------------------------------------|
| 3-1-① | 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率 |
| 3-1-② | 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 |
| 3-1-③ | 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 |
| 3-1-④ | (間接)低公害車の普及台数 |
| 3-1-⑤ | (間接)燃料電池自動車の普及台数 |
| 3-1-⑥ | (参考)一般環境大気測定局の数 |
| 3-1-⑦ | (参考)自動車排出ガス測定局の数 |
| 3-2-① | 騒音に係る環境基準達成率(一般地域) |
| 3-2-② | 騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) |
| 3-2-③ | 航空機騒音に係る環境基準達成率 |
| 3-2-④ | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率 |
| 3-2-⑤ | (参考)騒音に係る苦情件数 |
| 3-2-⑥ | (参考)振動に係る苦情件数 |
| 3-2-⑦ | (参考)悪臭に係る苦情件数 |
| 3-2-⑧ | (参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数 |
| 3-2-⑨ | (参考)スターウォッチングネットワーク参加者数 |
| 3-3-① | 健康項目基準達成率 |
| 3-3-② | 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率 |
| 3-3-③ | 各湖沼水質保全計画に定める目標値 |
| 3-3-④ | 瀬戸内海における水質環境基準の達成率 |
| 3-3-⑤ | 瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率 |
| 3-3-⑥ | 大阪湾における水質環境基準達成率 |
| 3-3-⑦ | 東京湾における水質環境基準達成率 |
| 3-3-⑧ | 伊勢湾における水質環境基準達成率 |
| 3-3-⑨ | 有明海における水質環境基準達成率 |
| 3-3-⑩ | 八代海における水質環境基準達成率 |
| 3-3-⑪ | 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量 |
| 3-3-⑫ | 赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海) |

| | |
|-------|---|
| 3-3-⑬ | 地下水基準達成率 |
| 3-3-⑭ | 年間 2cm 以上の地盤沈下面積 |
| 3-3-⑮ | 湧水の把握件数 |
| 3-3-⑯ | (間接)排水基準違反件数 |
| 3-3-⑰ | (間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率 |
| 3-3-⑱ | (参考)常時監視における要監視項目測定地点数 |
| 3-3-⑲ | (参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数 |
| 3-3-⑳ | (参考)瀬戸内海における埋立免許面積 |
| 3-3-㉑ | (参考)地下水質常時監視における測定井戸数 |
| 3-3-㉒ | (参考)全国水生生物調査参加者数 |
| 3-4-① | 農用地土壌汚染対策地域の指定解除率 |
| 3-4-② | 土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率 |
| 3-4-③ | ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率 |
| 3-4-④ | (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計) |
| 3-4-⑤ | (参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計) |
| 3-4-⑥ | (参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末) |
| 3-4-⑦ | (参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計) |
| 3-4-⑧ | (参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別) |
| 3-4-⑨ | (参考)汚染の除去により指定区域が解除された数 |
| 3-4-⑩ | (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積 |
| 3-4-⑪ | (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計) |
| 3-4-⑫ | (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計) |
| 3-4-⑬ | (参考)ダイオキシン類土壌汚染対策対策完了地域数(累計) |
| 3-5-① | ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比) |
| 3-5-② | ダイオキシン類に係る環境基準達成率 |
| 3-5-③ | 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数 |
| 指標の解説 | 3-1-① ア～オ:全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 カ～ケ:環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 コ～タ:環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を達成している割合 |
| | 3-1-②:全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 |
| | 3-1-③:自動車NOx・PM法の対策地域に設置された自動車排出ガス測定局において、環境基本法第 16 条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 |
| | 3-1-④:低公害車アクションプランに基づく、低公害車の普及台数 |
| | 3-1-⑤:燃料電池自動車の普及台数 |
| | 3-1-⑥:一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局の数 |
| | 3-1-⑦:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局の数 |
| | 3-2-①:騒音に係る環境基準の達成状況。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋 |
| | 3-2-②:騒音に係る環境基準達成の住宅等戸数及びその割合(環境基準達成住宅等戸数/全住宅等戸数) |
| | 3-2-③:地方自治体が測定した測定地点における、航空機騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合 |
| | 3-2-④:地方自治体が測定した測定地点における、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合 |
| | 3-2-⑤:全国での騒音苦情件数。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋 |
| | 3-2-⑥:全国での振動苦情件数。振動規制法施行状況調査結果から抜粋 |
| | 3-2-⑦:全国での悪臭苦情件数。悪臭防止法施行状況調査結果から抜粋 |
| | 3-2-⑧:毎年度の東京管区気象台の観測結果を引用 |
| | 3-2-⑨:全国星空継続観察の参加者数。全国星空継続観察実施業務報告書から抜粋 |
| | 3-3-①:毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合 |

- 3-3-②: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合
- 3-3-③: 各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値
- 3-3-④~⑩: 毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎の COD、全窒素・全磷の水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。
- 3-3-⑪: 各海域に関係する各地域において発生している COD、窒素、りん の負荷量
- 3-3-⑫: 養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となる赤潮の海域ごとの発生件数
- 3-3-⑬: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合
- 3-3-⑭: 地盤沈下の監視の結果、年間 2cm 以上の地盤沈下のあった面積 (km²)
- 3-3-⑮: 全国の地方公共団体が把握している湧水の数
- 3-3-⑯: 水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第 12 条の 1、法第 14 条の 2 第 3 項、法第 18 条)
- 3-3-⑰: 対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合/対策が完了した割合
- 3-3-⑱: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する要監視項目における測定地点数
- 3-3-⑲: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数)
- 3-3-⑳: 瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積
- 3-3-㉑: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別毎の測定井戸数
- 3-3-㉒: 全国水生生物調査は、川の中にとどのような生きものがすんでいるかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。
- 3-4-①: 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(⑤/④)
- 3-4-②: 土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合。
- 3-4-③: ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(⑬/⑫)
- 3-4-④: 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積
- 3-4-⑤: 対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積
- 3-4-⑥: 当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数(一部が指定解除された地域を含む)
- 3-4-⑦: 農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計
- 3-4-⑧: 土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)
- 3-4-⑨: 土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計
- 3-4-⑩: ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積
- 3-4-⑪: ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した面積の累計
- 3-4-⑫: ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域数の累計
- 3-4-⑬: ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した地域数の累計
- 3-5-①: ダイオキシン類の排出総量/平成 15 年のダイオキシン類の排出総量(H15 年までは H9 年比)
- 3-5-②: 環境基準を達成した測定地点数/測定地点数
- 3-5-③: 水産動植物への被害防止の観点から農薬の登録を認めるかどうかの基準であり、平成 17 年 4 月の改正基準の施行により、個別農薬ごとの基準値を設定することとされた。

| | |
|-----------|---|
| 評価に用いた資料等 | 3-1-①～③:大気汚染状況報告(公開) |
| | 3-1-①:地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開) |
| | 3-5-①:ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) |
| | 3-5-②:ダイオキシン類に係る環境調査結果 |



| | |
|---------------|---|
| 指標に影響を及ぼす外部要因 | 3-5-③農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。 |
|---------------|---|

